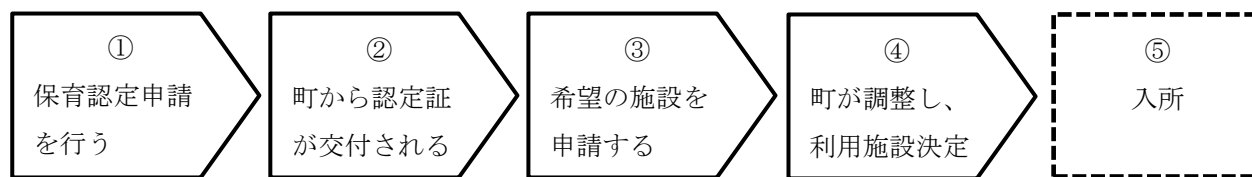


保育所申請のご案内

問 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

(1) 申請の流れ



申請方法		備 考
申請期間	入所を希望する月の前月 1 日～10 日	10 日が土日祝の場合は前の開庁日が期限
提 出 先	田布施町 町民福祉課 児童係(役場 1 階 3 窓口)	保育所提出不可
提出書類	保育（認定・変更）申請書 1 枚	上記①認定申請と③利用申請を兼ねた書類
	保育の必要性を証明する書類 1～2 枚	詳細は（2）へ

※申請は提出書類がすべて揃っていないと受理できません。期間中に申請がない場合は期間後扱いとなり、利用調整の際、期間内に提出された方の後の調整となるため、希望施設に入所できない場合があります。

(2) 保育の必要性の認定事由

保育所を利用するには、子どもの保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事 由	基 準	提出書類
就 労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	・就労証明書 ・変則就労の場合は直近 1 か月のシフト表（実績なしの場合は翌月予定分） ・自営業の場合は直近の確定申告書の写し ・新規開業の場合は開業届 など
妊娠・出産	出産前 2 か月出産後 3 か月である	・保育を必要とする申立書 ・母子手帳の写し
保護者の 疾病・ 障がい	次のいずれかに該当すること ・疾病・負傷している ・精神や身体に障がい有している	・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し
親族の 介護・看護	親族を常時看護または介護している	・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し 等
就 学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	・保育を必要とする申立書 ・学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動（起業準備含む）を行っている ※有効期間は 3 か月	・求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	・保育を必要とする申立書 ・り災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	・保育を必要とする申立書

(3) 保育時間

(2) の認定事由に応じて、保育の利用時間と保育料が変わります。

保育必要量	保育の利用時間	勤務時間（1 か月あたり）
保育標準時間	1 日 11 時間まで利用可能	120 時間以上（フルタイム勤務の想定）
保育短時間	1 日 8 時間まで利用可能	48 時間以上 120 時間未満（パートタイム勤務の想定）

(4) 保育料（0～2 歳クラス）・副食費徴収免除（3～5 歳クラス）

- ・保育料・副食費徴収免除対象者は、保護者の「町民税所得割額」によって決まります。
- ・保育料は、同じ階層であっても、「保育標準時間」と「保育短時間」で金額が異なります。
- ・前期（4～8 月）と後期（9～翌年 3 月）で、算定根拠である町民税所得割額の基準年度が切り替わるため、保育料や副食費徴収免除の対象が変更となる場合があります。
- ・前期は前年 1 月 1 日、後期は当年 1 月 1 日時点で田布施町に住民登録がない保護者は、その時点の居住自治体名を、申請書内の記載欄にご記入ください。
例：県内の場合→柳井市（市町村名のみ） 県外の場合→広島県大竹市（都道府県名及び市区町村名）
- ・申請書内の「職権確認同意欄（個人番号）」は、町が算定対象者の所得等を確認する際、マイナンバーを使用することにご同意いただくためのものです。保護者名の記入をお忘れないようにお願いします。
- ・保育料・副食費徴収免除対象者の決定後、各ご家庭に通知します。（前期は 4 月中旬頃、後期は 9 月中旬頃、途中入所の場合は随時）

町では、保育料の口座振替を推進しています。申込書類は町内各銀行・信用金庫・農協に備え付けてありますので、通帳と通帳印を持参の上、各機関の窓口でお手続きをお願いいたします。

(5) 多子世帯の保育料等減免について

世帯のうち第 2 子以降の児童は、全額減免となります。生計を一にする別居の兄弟がいる場合は、申請書に氏名等を記載してください。

(6) 発達やアレルギーなど、保育に特別な配慮を必要とする児童の利用について

健康面や発達面で特別な配慮を必要とする場合、施設の環境等から保育の希望に添えない場合があります。入所を検討する際は、事前に町民福祉課児童係にご相談ください。また、町内保育所では、入所後、子どもの成長に伴い集団保育が困難な状況などが見られる場合、保護者の皆さまに対し、療育等について相談させていただくことがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

子どもにアレルギー等がある場合は、申請時に窓口でご報告をお願いいたします。

<注意事項>

申請した内容に変更がある場合は、事由発生後、早急に町民福祉課児童係へご報告ください。

保育料や保育時間に影響する場合があります。（原則翌月より反映）

（例）転職、退職、就職、婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など